

別表第4

動物用医薬品製造所等構造設備規則点検表
(再生医療等製品区分の製造業者等の製造所の構造設備について)

製造所所在地		電話番号
製造所名称		
製造業許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
製造業許可証番号	第 号	
製造業許可区分		
点検年月日		点検者氏名

作業所	製造所の製品(製造の中間工程で造られたものであって、以後の製造工程を経ることによって製品となるものを含む。以下同じ。)を支障なく製造するために必要な設備及び器具を備えているか。				適・不適	
	各設備が円滑かつ適切な作業を行うために支障のないよう配置されているか。				適・不適	
	清掃が可能なものであるか。				適・不適	
	作業を行うために支障のない面積を有しているか。				適・不適	
	常に居住する場所と明確に区別され、かつ、清潔であるか。				適・不適	
	採光	適・不適	換気	適・不適	防じん設備	適・不適
	防虫設備	適・不適	防そ設備	適・不適		
	不潔な場所と明確に区別されているか。				適・不適	
	天井が張られているか。				適・不適	
	廃水及び廃棄物処理設備		適・不適	有毒ガス処理設備		適・不適
	手洗い設備	適・不適	便所	適・不適	更衣室	適・不適
	作業員の消毒設備		適・不適	専用の作業衣及び履物		適・不適
	製品の調製、充填及び閉塞を行う作業員の専用の更衣室を有するか。				適・不適	
備考:(不適である項目について改善方針、スケジュール等を記載すること。以下同じ。)						

作業室	作業員以外の者の通路とならないように造られているか(若しくは、原料のひょう量を行う作業室、製品を調製する作業を行う作業室並びに製品の充填及び閉塞作業を行う作業室にあっては、当該作業室の作業員以外の者が製品を汚染するおそれがないか。)	適 ・ 不適
	出入口及び窓は閉鎖することができるか。	適 ・ 不適
	天井が張られ、かつ、清潔であるか。	適 ・ 不適
	室内のパイプ、ダクト等の設備は、その表面にごみのたまらない構造であるか(又は、清掃が容易であるか。)	適 ・ 不適
	製造する製品の種類、構造及び製造工程に応じ、じんあい又は微生物による汚染を防止するために必要な構造設備を有するか(若しくは、製造設備等の有する機能によりこれと同程度の効果を得られるか。)	適 ・ 不適
	屋外に直接面する出入口(非常口を除く。)がないか(若しくは、製造する製品の種類、構造及び製造工程に応じ、外部からの汚染を防止できると認められるか。)	適 ・ 不適
備考:		
を原料の作業室を量	防じんのための密閉構造のものであるか。	適 ・ 不適
	床面及び壁面は、表面が滑らかですき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げているか。	適 ・ 不適
	備考:	
作業室の洗浄	防じんのための密閉構造のものであるか。	適 ・ 不適
	備考:	
充填に適した容器を薬剤の充填	専用の作業室を備えているか(又は、洗浄後の容器が汚染されるおそれがないか。)	適 ・ 不適
	洗浄後の容器を製品の充填に適するように整える設備(洗浄後の容器を乾燥し、若しくは滅菌し、又は整えた容器を保管する設備を含む。)を備えているか(又は、作業室外に備えられている場合、容器を乾燥し、又は滅菌する設備は、容器を汚染するおそれがないか。)	適 ・ 不適
	備考:	
場所(製品を除去)を調整する作業を必要のない	製品を調製する設備を備えているか。	適 ・ 不適
	開放式ろ過装置には覆いを備え、閉鎖式ろ過装置には薬液又は製品と置換される空気の浄化装置を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	

製 品 の 充 填 及 び 閉 塞 作 業 を 行 う 作 業 室	製品を充填する設備を備えているか。		適 ・ 不適
	製品の充填装置は、製品の重量又は容量を正確に計ることができるものであるか。		適 ・ 不適
	注射で用いられる液状の製品の充填を行う場合には、製品の充填装置については原液の容器に製品の充填時に置換される空気の浄化装置を備えているか。		適 ・ 不適
	容器を閉塞する設備を備えているか。		適 ・ 不適
	備考:		
並 び に 製 品 を 調 整 す る 作 業 及 び 閉 塞 作 業 を 行 う 作 業 室 (製 品 を 調 整 す る 必 要 の な い 場 所 を 除 く。)	無菌室に準じた構造及び設備を有しているか。		適 ・ 不適
	床面及び壁面は、表面が滑らかですき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあるか。		適 ・ 不適
	天井、壁面及び床面は、消毒液による噴霧洗浄に耐え得るものであるか。		適 ・ 不適
	専用の作業室であるか(ただし、調製及び充填作業又は調製、充填び閉塞作業が閉鎖式設備によって一貫して行われる場合は、この限りでない。また、注射以外の方法で用いられる無菌製品の充填作業又は閉塞作業が閉鎖式設備によって行われる場合は、それぞれの作業を調製作業を行う作業室と同一の作業室で行うことができる。)		適 ・ 不適
	注射で用いられる製品とその他の製品を同一作業室で製造する場合には、注射で用いられる製品の製造設備は、専用かつ閉鎖式であるか。		適 ・ 不適
	無菌的操作を必要とする 注射剤を製造する場合	無菌室であるか、又は作業室内に無菌箱を備えているか。	適 ・ 不適
		恒温又は恒湿の条件の下で無菌的操作を行う必要のある注射で用いられる製品を製造する場合には、恒温若しくは恒湿の条件を備えた除じん及び除菌をした空気を導入する装置を備えた無菌室であるか、又はこれらの条件を備えた無菌箱を備えているか。	適 ・ 不適
備考:			
生 細 胞 貯 蔵 又 は 微 生 物 貯 蔵 室	細胞又は微生物を貯蔵する設備及び器具を備えているか。		適 ・ 不適
	備考:		
培 養 室	細胞又は微生物を培養する設備及び器具を備えているか。		適 ・ 不適
	備考:		
消 毒 機 械 室 器 具	製造又は試験に使用した機械器具類の消毒を行う設備及び器具を備えているか。		適 ・ 不適
	備考:		

具室細 消、胞 毒、培 室、又 室、養 に、室 共、及 通、微 の、生 機、物 事、貯 項、機 器、蔵	他から明確に区別されているか。	適 ・ 不適
	備考:	
移 植 室	細胞又は微生物を培地等に移植する設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
室接 種、動 動物	微生物を接種した動物を管理する設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
事動移 項、物 室、植 室、室 に、及 共、び 通、接 の、種	他から明確に区別されているか。	適 ・ 不適
	天井、壁面及び床面は、洗浄及び消毒に耐え得るものであるか。	適 ・ 不適
	備考:	
室動 物、処 理	製造又は試験に使用する動物を処理する設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
菌活採 室、取 、不 殺、不	培養した細胞又は微生物の採取、不活化、殺菌等を行う設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
調希 整、釈 室、用 液	原液の希釈用液を調製する設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
室注希 、釈、 閉、塞 分	原液の希釈、分注及び分注後の容器の閉塞をする設備及び器具を備えているか。	適 ・ 不適
	備考:	
注室動 、物、 閉、物 塞、処 室、理 用、室 液、に 共、採 通、取 の、室 事、不 項、活 、化 、釈 、殺 分、菌	他から明確に区別されているか。	適 ・ 不適
	天井、壁面及び床面は、洗浄及び消毒に耐え得るものであるか。	適 ・ 不適
	除じん及び除菌をした空気を導入する設備を備えた無菌室の構造を備えているか(又は、無菌的条件を備えた無菌箱を設置しているか。)	適 ・ 不適
	専用の前室を付置し、通常当該前室を通じてのみ作業室に出入りできるような構造であるか。また、当該前室の出入口(非常口を除く。)は、屋外に直接面していないか(無菌箱を設置している場合は適用しない)。	適 ・ 不適
	備考:	

管動物 理設飼 備育	製造又は試験に使用する動物を飼育し、及び管理する設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	備考:					
整薬培 設液地 備の及 調ひ	培地、溶解用液等を調製する設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	備考:					
洗淨滅 菌設 備	製造又は試験に使用する機械、器具、容器等をあらかじめ洗淨し、及び滅菌する設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	自記温度計	適 ・ 不適	その他必要な計器		適 ・ 不適	
	備考:					
備滅 菌設 備又 は除 菌設	製品の種類に応じ、その製造に必要な設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	加熱滅菌装置は、滅菌作業中、装置内のどの部分においても必要な滅菌温度を保つことができるものであるか。				適 ・ 不適	
	高圧蒸気滅菌装置は、滅菌作業中必要な滅菌条件を備えることができる無菌箱を備えているか。				適 ・ 不適	
	備考:					
備蒸 留水 等製 造設	製造に必要な質及び量の蒸留水等を製造することができる設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	屋内に備えられているか(屋外にある場合、当該設備は密閉構造であるか。)				適 ・ 不適	
	備考:					
備淨焼 化却の 、た消 め毒 の及 及び	動物の死体その他汚物の焼却及び消毒を行うことができる設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	汚水の浄化を行うことができる設備及び器具を備えているか。				適 ・ 不適	
	備考:					
備浴更 場衣 の及 及び	作業員のためのものか。				適 ・ 不適	
	備考:					
の原貯 蔵、設 資材 及び 製品	原料、資材及び製品を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を備えているか。				適 ・ 不適	
	恒温装置	適 ・ 不適	自記温度計	適 ・ 不適	その他必要な計器	適 ・ 不適
	原料又は資材の受入れ及び貯蔵並びに製品の貯蔵を行う区域は、製品の製造を行う他の区域から区分されているか。				適 ・ 不適	
	備考:					

試験検査設備	製品及び原料の試験検査に必要な設備及び器具を備えているか(若しくは、動物用医薬品製造所等構造設備規則(平成17年農林水産省令第35号)で定める基準(以下「構造設備基準」という。)に適合する他の試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行っているか。)		適 ・ 不適
	次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を備えているか。		
	1. 異物検査		適 ・ 不適
	2. 原料、資材及び製品の理化学試験		適 ・ 不適
	3. 無菌試験		適 ・ 不適
	4. 密封状態検査を行う必要がある場合にあつては、密封状態検査		適 ・ 不適
無菌室 無菌試験を行う設備を有する	5. 発熱性物質試験を行う必要がある場合にあつては、発熱性物質試験		適 ・ 不適
	6. 生物学的試験を行う必要がある場合にあつては、生物学的試験		適 ・ 不適
	1. 無菌室	2. 無菌箱	
	無菌室の場合は、専用の前室を付置し、通常当該前室を通じてのみ作業室に 1 出入りできるような構造であるか。また、当該前室の出入口(非常口を除く。)は、屋外に直接面していないか。		適 ・ 不適
2 無菌箱の場合は、製品の種類、製造方法等に応じ無菌的操作を行えるか。		適 ・ 不適	
備考:			